

「保健所についての要望書」への回答について

先日、御送付いただきました「保健所についての要望書」につきまして、静岡県健康福祉部疾病対策室から回答いたします。

本県では、県内9箇所の県健康福祉センター（保健所）におきまして、同センター内に総合的な健康相談窓口を開設しており、化学物質過敏症及びシックハウス症候群等のアレルギー疾患に関する相談にも応じております。

また、化学物質過敏症及びシックハウス症候群につきましては、原因が不明で未解明な部分も多いため、国において調査研究が進められているところです。

なお、今回の要望事項につきましては、内容が複数の部局にわたるため、各関係部局から以下のとおり回答いたします。

＜要望1＞

化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全体が知識、理解を深めること。

【回答】

・シックハウス症候群の対策として、県庁内の関係部局によって構成されたシックハウス対策庁内連絡会を開催して、互いの情報交換等を行い知識、理解を深めている。

（府内連絡会関係部局）

※環境森林部水利用室、健康福祉部疾病対策室、都市住宅部住まいづくり室

　　都市住宅部建築確認検査室、教育委員会財務課、教育委員会体育保健課

＜要望2（1）＞

公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。

【回答】

・県民及び住宅生産者向けに、シックハウスに関する研修会を平成12年度以降5回開催しており、関係職員にも参加させて知識と理解を深めている。また、シックハウス啓発パンフレット「ちかごろは住まいが人を病気にさせることがある」を作成し、県民はもとより、各市町村、各学校等の公的機関にも配布、掲示するなど、広く普及啓発を図っている。

（都市住宅部）

・シックハウス症候群対策については、建築基準法の改正に伴い具体的な取り組みが求められていることから、各学校の施設管理者に周知徹底するとともに、施設担当者研修会において情報の提供とシックハウス症候群に対する理解を深めることに努めている。

・県養護教諭講習会において、県下の小中学校養護教諭に対し、文部科学省の調査官によるシックハウス問題についての講義を実施した。

（教育委員会）

<要望2(2)>

公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。

[回答]

・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物に対して、帳簿等の点検、水質検査、空気環境基準項目の測定、空調設備等の管理状況について、各保健所及び環境衛生監視機動班により定期的に立入指導を行っている。

また、特定建築物の新築及び増改築等を行ったときは、使用開始日以後、最初に到来する測定期間中（6月1日から9月30日までの期間）に1回、ホルムアルデヒドの量を測定することとされていることから、各保健所の実施する講習会等において、その実施の徹底を図っている。

（環境森林部、健康福祉部）

・新築、修繕工事などに際しては、揮発性有機化合物等を含む材料使用の場合は濃度測定を行い、基準値以下を確認した上で教室を利用することとしている。

・学校環境衛生の基準の一部改正により、定期環境衛生検査にホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査が加わったことを、市町村教育委員会及び県立学校に通知している。

・県立学校については、平成14年度に全ての学校で定められた5教室において、ホルムアルデヒド、トルエン及びキシレンについて検査を実施している。

なお、基準値を超えた2校については、換気の励行、原因の究明、生徒の健康観察等を行うよう指導し、その後に再検査を実施している。（結果は基準値内）

（教育委員会）

<要望2(3)>

公共施設の禁煙化を推進すること。

[回答]

平成16年度内に公立学校の学校敷地内禁煙化を実施するよう、各学校に通知している。

（教育委員会）

<要望3>

教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。

[回答]

・化学物質過敏症の児童生徒に対しては、市町村教育委員会や学校と連携を図り、実態に応じた対応をしている。

（教育委員会）

<要望4>

建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。

〔回答〕

- ・公共施設については、建築工事での周辺環境への配慮や有害化学物質を極力含まない材料の使用などに努めている。
- ・平成15年7月から建築基準法に基づくシックハウス対策が施行され、住宅、学校、事務所及び病院等全ての建築物の居室が規制対象になっている。規制対象化学物質はクロルビリホスとホルムアルデヒドで、建築確認申請時に内装に使用される建築材料の種別や換気設備の設置の有無を審査している。

(都市住宅部)

〈要望5〉

福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。

〔回答〕

- ・県健康福祉センターの健康相談窓口において、生活保護に関する相談があった場合には、申請方法等についての説明を行っている。

(健康福祉部)

〈要望6〉

化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと。（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等）

〔回答〕

- ・具体的な対策には取り組んでいないが、関係部局に対して要望内容を周知していく。

〈要望7〉

医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。

〔回答〕

- ・具体的な対策には取り組んでいないが、医師会等の関係機関に対して要望内容を周知していく。

〈要望8〉

発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等）

〔回答〕

- ・具体的な対策には取り組んでいないが、関係部局に対して要望内容を周知していく。

〈要望9〉

化学物質が健康へ与える影響について、学習会等により市民へ啓発すること。

〔回答〕

- ・具体的な対策には取り組んでいないが、関係部局に対して要望内容を周知していく。

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
理事長 横田 克巳 様

平成16年3月5日

静岡県健康福祉部疾病対策室長 林 敬